

2021.4/12

苫小牧地区空手道連盟

規 約

昭和49年 8月26日より施行
平成29年 4月16日 改訂
令和03年 4月12日 改正

苫小牧地区空手道連盟規約

第1章 総 則

第1条 本連盟は、苫小牧地区空手道連盟と称する。

第2条 本連盟は、会長宅に本部を置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本連盟は、空手道の普及発展及び関係者相互の親睦融和を図り併せて地域住民の体位向上と健全なる精神の涵養に資するをもって目的とする。

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本連盟に加盟する空手道諸団体の統括と相互の連絡融和。
- (2) 北海道空手道連盟への参加奨励。
- (3) 体育関係諸団体との提携。
- (4) 市民体力向上に関する諸施策に対する空手道を通じての協力。
- (5) 指導者の養成と資格認定。
- (6) その他、本連盟の目的達成に必要と認められる事業。

第3章 組 織

第5条 本連盟は、苫小牧市内・日高・勇払方面に所在する空手道団体で、この趣旨に賛同するものをもって組織する。

第4章 加 盟・脱 退・処 分

第6条 (加 盟)

本連盟に加盟しようとする団体は、加盟申請書に規約及び組織の内容を添えて、会長に申請しなければならない。

第7条 (脱 会)

- (1) 加盟団体が第5条に掲げる資格を失ったとき、又は本加盟団体として不適格と認められたときは総会の決議を経て脱会させる。
- (2) 加盟団体が本連盟を脱会しようとするときは、脱会の理由を添えて会長に申し出なければならない。

第8条 (処 分)

加盟団体又はその所属員に本連盟の名誉を傷つけ又は本連盟の目的に反する行為があったときは、総会の決議をもって除名、その他の処分をする事が出来る。

第9条 (権利の喪失)

脱退した団体は、本連盟の財産に対する一切の権利を失う。

第5章 役 員

第10条 本連盟に次の役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	若干名
理 事 長	1名
常 任 理 事	各支部より1名
理 事	各支部より2名以内
幹 事	2名
事 務 局 長	1名
事 務 局 次 長	若干名

- (1) 本連盟に名誉会長、特別顧問、顧問、相談役、参与を置くことが出来る。
- (2) 会長、副会長、理事長、常任理事は総会で選出する。

第11条 会 長・副 会 長

- (1) 会長は、本連盟を代表して業務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長事故ある時、又は欠けたとき業務を代行する。

第12条 理 事 長

理事長は、会の業務を統括し会長、副会長事故ある時、又は欠けたとき業務を代行する。

第13条 常 任 理 事

常任理事は、業務を掌理し理事長を補佐する。

第14条 理 事

理事は、加盟団体より選出し(2名以内)理事会を組織し本連盟の業務を執行運営に当る。

第15条 幹 事

- (1) 幹事は、本連盟の会計及び業務執行状況を監査する。
- (2) 幹事は、理事の互選より会長が委嘱する。

第16条 事務局 長

- (1) 事務局長は、本連盟の事務を執行する。
- (2) 事務局長は、理事の互選より会長が委嘱する。

第17条 役員 の 任期

- (1) 役員任期は2年とする。但し再選を妨げない。
- (2) 補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

第18条 名誉 会長 ・ 特別 顧問 ・ 顧問 ・ 相談 役

- (1) 名誉会長、特別顧問、相談役、顧問は空手道の振興に特別の識見を有す者のうちから理事会の推薦に基づき会長が委嘱する。
- (2) 名誉会長、特別顧問、相談役、顧問は重要事項につき会長の諮問に応ずる。

第19条 参 与

- (1) 参与は、空手道の振興に功績のある者のうちから理事会の推薦に基づき会長が委嘱する。
- (2) 参与は、理事会の諮問に応ずるほか、本連盟の業務の執行に関与することができる。

第6章 会 議

第20条 本連盟の会議は総会・理事会・常任理事会とする。

第21条 総 会

- (1) 総会は、会長・理事長・常任理事・理事及び幹事をもって組織し、次の事項を審議決定する。
 - ① 予算・決算の承認
 - ② 事業計画・事業報告の承認
 - ③ 役員改選
 - ④ 規約改正に関する事項
 - ⑤ その他、必要と認める事項
- (2) 総会は、毎年1回会長が招集し、これを統裁する。ただし、会長もしくは理事長が必要と認めたととき、又は現在理事長の過半数以上の要求があった時は臨時に開催できる。
- (3) 総会は、役員総数の3分の2以上出席しなければ開催する事が出来ない。
- (4) 総会に出席できない役員は選出団体より代理人を出席させる事が出来る。ただし、代理出席者は委任状を必要とする。
- (5) 総会の議事は出席者に過半数の決議で定め、可否同数の場合は議長がこれを決定する。

第22条 理 事 会

- (1) 理事会は、理事長、理事をもって組織し、重要事項を審議する。
- (2) 理事会は、理事長がこれを招集し統裁する。
- (3) 理事会は、理事総数の過半数以上出席しなければ開催する事が出来ない。(欠席の場合、委任状は認める。)
- (4) 理事会の議事は出席理事の過半数で定め、可否同数の場合は理事長がこれを決定する。

第23条 常 任 理 事 会

- (1) 常任理事会は、理事長・常任理事をもって組織し本連盟の常務緊急重要事項を審議する。
- (2) 常任理事会は、理事長がこれを招集し統裁する。
- (3) 常任理事会は、常任理事総数の過半数の出席をもって成立する。
- (4) 常任理事会の議事は出席者の過半数の決議で定め、可否同数の場合は理事長がこれを決定する。

第7章 会 費

第24条 経 費

- (1) 本連盟の経費は次の収入をもってあてる。
 - ① 負担金
 - ② 寄付金
 - ③ その他の収入

第25条 負 担 金

加盟団体は、毎年総会で定める負担金を納入しなければならない。

第26条 会 計 年 度

本連盟の会計年度は、4月1日に始まり、次年3月31日で終わるものとする。

第8章 そ の 他

第27条 謝 礼

原則として謝礼は、会長、理事長をもって決定する。

- ① 招待審判員、医務係 ¥10,000
- ② 大会審判員、事務局 ¥ 2,000

第28条 旅 費

原則として旅費は、会長、理事長をもって決定する。

(1) 北海道空手道連盟に於ける会議の旅費は、一律 5,000円とする。

(2) 本連盟の常任理事会旅費は、日高方面が 2,000円、勇払方面が 1,000円とし
変更する場合は総会の議をもって決定する。

第29条 慶 弔 ・ 見 舞 金

原則として本連盟に報告のあった慶弔、見舞金は、会長、理事長をもって決定する。

(1) 北海道空手道連盟役員に対しての慶弔は、本連盟の会長名又は理事長名で弔電・供花とし、
役員の一親等に対しては弔電とする。

(2) 本連盟役員に対しての慶弔は、本連盟の会長名又は理事長名で香典・弔電・供花とし、
役員の一親等に対しては弔電・供花とする。

第9章 雑 則

第27条 規 約 改 正

本連盟の規約は、総会の議を経なければ変更することができない。

第28条 規 程 細 則

本連盟の規約施行上必要事項は別に定める。

付 則

本規約は、平成29年4月16日から改訂し施行する。

本規約は、令和3年4月12日から改正し施行する。